

県大教職員組合ニュース 第108号

2020 (第3号) 2020年11月17日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会
Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

有給休暇をとみましょう！

働き方改革：裁量労働制の教員も年5日以上の有給休暇の取得が求められています！

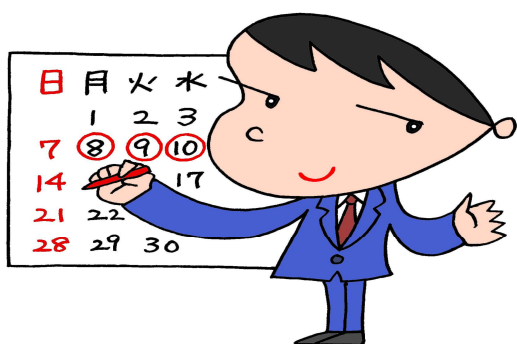
1) 概要

職員はもちろん裁量労働制が適用される大学教員においても、年5日以上の年次有給休暇を自主的に取得することが求められています。

2) 対応

労働基準法が改正され、2019年4月より使用者（静岡県立大学法人）は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要が生じました。職員はもちろん裁量労働制が適用される大学教員においても、年5日以上の年次有給休暇を自主的に取得することが求められています（夏季休暇等の特別休暇は含まれない）。**基準日は1月1日となりますので、12月末までに計5日間の有給休暇を取得する必要があります。**

取得させる義務のある教職員に年5日の有給休暇を取得させなかった場合、使用者（静岡県立大学法人）が30万円以下の罰金に処せられます。かかる違反は、教職員ごとに成立すると考えられるため、理屈上、5日間の有給休暇を取得させなかった対象者が100人であれば、3000万円以下の罰金を科される可能性があります。このような罰金は大学の予算を圧迫することになり、学生や教職員に不利益をもたらしかねません。



3) 手続き

教員が取得する場合、総務室管理の休暇等承認申請簿に記入して押印してください。暫定的な措置として、総務室への電話やメールでも受け付けてくれるそうです。この場合、休暇取得者の代理受付として総務室の職員の印が押されます。事務局職員は、通常通り、勤怠管理システム「COMPANY」で申請し休暇を取得して下さい。

4) 具体例

これまで有給休暇を取得した経験のない教員にとっては、具体的にいつ取ればいいのか戸惑うかもしれません。逆に、有給休暇を設定できない日から逆算して考えてもいいかもしれません。ご自分の大学での講義がある日、会議や出張などの公務がある日です。また夏季や年末年始の一斉休業の時期も、もちろん対象外です。ただし、非常勤など学外での仕事がある日は有給休暇の対象になります。また半日単位でも取得できますので、講義や公務が午前だけ、あるいは午後だけの日には半日の有給休暇にすることができます。

働き方改革の本来の趣旨からすれば、(各自の年間有給休暇日数の上限*の範囲内で)ご自身の休暇を毎月、計画的に考えて申請するのが理想です。ただし、今回については、今年の年末までに最低5日の年間分の有給を取得することが望まれています。さしあたり、ご自身の講義がなく、かつ会議の予定の入っていない曜日を、年末までに取得してはいかがでしょうか。

*専任教員の場合、原則年間20日ですが、詳細については総務室にご確認ください。

